

福岡県糖尿病協会（日本糖尿病協会福岡県支部）会則の運用規定

理 事 会 決 定

福岡県糖尿病協会（日本糖尿病協会福岡県支部）（以下「本協会」という）会則の適正な運用を図るために運用規定を定める。

1. 会則第5条（会員の種別）について

(1)正会員は、原則として会則第9条の分会（友の会）に所属するものとする。

2. 会則第6条（入会）について

(1)入会申込書は、下記第1号様式によるものとする。

第1号様式

福岡県糖尿病協会（日本糖尿病協会福岡県支部）入会申込書			
私（弊社）は、貴協会の正会員（賛助会員）として入会したいので申し込みます。			
記			
◆入会希望時期	平成	年度（平成	年 月）
◆賛助会費（30,000 円／1 口）	〇〇口		
	平成	年	月 日
	住所		
	氏名（法人名・代表者名）		
福岡県糖尿病協会（日本糖尿病協会福岡県支部）			
会長	〇〇〇〇	殿	

3. 会則第7条（会費）について

(1)会則第7条の会費は、年会費とする。

(2)正会員の会費の納入について

①正会員の会費納入は、本協会からの請求に基づき、分会（友の会）で一括して納入するものとする。

②会費請求等の手順は以下のとおりとする。

- ・分会（友の会）会員数は、毎年2月末日現在で確定する。
- ・会員数確定後、各分会（友の会）に対し請求書を送付する。
- ・会費は、12月末日までに完納するものとする。

(3)賛助会員の会費の納入について

①本協会は、上記2. の申込口数に基づき賛助会員へ請求書を交付する。

②賛助会員は、本協会からの請求書に基づき、すみやかに納入するものとする。

4. 会員の資格と権利について

(1)正会員は、日本糖尿病協会月刊誌「さかえ」の頒布を受けることができる。また、本協会が主催する集会等に参加することができる。

(2)賛助会員は、日本糖尿病協会月刊誌「さかえ」の頒布を受けることができる。また、本協会が主催する総会及び集会等にオブザーバーとして参加することができる。

5. 会則第9条（分会）について

分会（友の会）の構成員等の要件については、平成25年2月22日付け社団法人日本糖尿病会からの指導を踏まえて、以下のとおりとする。

(1)人数について

①人数を決める必然性は少ないが、組織としては5名以上が望ましい。

(2)指導者について

医学的正当性の確保の観点から、少なくとも日糖協会員の医師、糖尿病看護認定看護師、糖尿病療養指導士（CDEJ、LCDE）のうち1名以上が指導者として存在すること。なお、指導者は、複数の分会を兼ねることができる。

附則

1 本運用規定は、平成25年7月6日から施行する。

2 本運用規定は、平成26年6月14日から施行する。